

持続可能な地域づくり支援団体育成事業の 企画提案を募集します

(令和8年度 持続可能な地域づくり支援団体育成事業 企画提案募集要項)

1 事業の目的

県では、地域コミュニティやNPO等の持続的な運営や活動の活性化を図るため、専門的な立場から継続的に伴走支援を行う「中間支援組織」の育成・質的向上、並びに中間支援機能が効果的に発揮される体制の構築に向けてネットワークを促進することとしております。

ついては、この事業の企画・運営のノウハウを有するNPO法人等と協働で実施するため、事業の企画提案を募集します。

※ 中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にとって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。(出典：内閣府「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」(平成23年2月))

2 応募できる団体

応募できるのは、NPO法人等非営利活動団体や大学、企業で、次の(1)から(5)の全ての要件を備えている団体等(以下「団体」という。)です。

複数の団体による共同事業体で応募することも可能です。この場合、共同事業体の代表団体は、次の要件を備えており、構成団体も(2)を除き要件を備えていることが必要です。

(1) 定款又は規約を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。

(2) 1年以上の営利を目的としない活動実績があること。

なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含めます。

(3) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体

ウ 暴力団

エ 役員等が暴力団員等であると認められる団体

オ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している団体

カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体

※ 上記ア～ケに掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。

① 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。

- ② 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
 - ③ 団体 法人その他の団体をいう。
 - ④ 役員等 次に掲げる者をいう。
 - i 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - ii 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他 i に掲げる者と同等の責任を有する者
- (5) 業務に関する法令等を遵守していること。(指名停止を受けていないこと、税の滞納がないこと、等)

※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。

- ・ 共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体を選出すること。
- ・ 応募については、1共同事業体につき1提案とすること。なお、共同事業体の構成員は他の共同事業体の構成員となること、又は単独で応募することはできません。

3 事業の実施方法

県と団体の協働事業(持続可能な地域づくり支援団体育成事業 業務委託契約を締結)

4 事業の実施期間

契約締結日から令和9年3月18日(木)まで

5 事業内容

業務内容は次のとおりとし、業務執行にあたっては、企画提案をもとに内容等を県と協議しながら進めていくこととなります。

■ 中間支援組織のネットワーク

- ① 中間支援組織の機能向上に向けた研修及び情報交換の場
- ② 中間支援組織(団体・人材)のデータベース化
- ③ ネットワークを生かした取組の検討や試行的な取組等の実施

※ 詳細は、別添業務委託仕様書(案)のとおり

6 事業費等

- (1) 事業費
2,152千円以内(消費税込み)
- (2) 対象となる経費
対象経費は以下のとおりとします。ただし、団体等の運営等に係る経常的な経費は

除きます。

- ・ 人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他必要と認められる経費等

7 応募方法

事業の企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類

ア 令和8年度「持続可能な地域づくり支援団体育成事業」応募書【様式第2号】

イ 事業企画提案書【様式第3号】

ウ 実施体制調書【様式第4号】

エ 事業スケジュール【様式第5号】

オ 収支予算書【様式第6号】

カ その他必要な添付書類

(※共同事業体の場合、代表団体及び全ての構成団体の資料を添付)

① 団体の定款、規約、又はこれに代わるものの写し

② 団体の直近1年間の事業報告書(事業実績がわかる書類)

③ 団体の直近1年間の活動(収支)計算書及び貸借対照表若しくは財産目録(又はこれに代わるもの)

④ 類似案件の実績や応募事業の内容を理解するために参考となる資料

⑤ 県税の納税証明書(県税について未納がないことの証明:地域振興局・支庁の県税課(鹿児島地域振興局は県税管理課)で発行)

キ 共同事業体応募構成届書【様式第7号】・構成団体【様式第7号(別紙)】

(※共同事業体で応募の場合のみ)

(2) 提出部数: 7部(うち6部は写しでも可)

(3) 提出の条件

ア 提出された企画提案書は、返却しません。

イ 企画提案書は、実施団体の選定等に必要範囲において複製することがあります。

ウ 企画提案書の著作権は、応募団体に帰属します。

エ 採用された企画提案書の使用権は、鹿児島県に帰属します。

オ 企画提案書の作成に要する経費は、応募団体の負担になります。

8 募集期間、提出期限及び方法

(1) 募集期間

令和8年3月31日(火)～令和8年5月8日(金)

(2) 提出期限及び方法

令和8年5月8日(金)午後5時までに、「15 問合せ及び応募先」に郵送(信書便を含む。)又は直接お持ちください。(必着)

※ ファクスや電子メールによる応募は受け付けません。

9 質問及び回答

本業務に関する質問については、原則として【様式第1号】の質問書提出によるものとします。なお、電話や口頭での質問は受け付けません。

(1) 提出先等

ア 提出期限 令和8年4月10日(金)午後5時必着

イ 提出先 鹿児島県かごしま県民交流センター協働活動促進課

(鹿児島県共生・協働センター)
〒892-0816 鹿児島市山下町 14 番 50 号
カクイックス交流センター (かごしま県民交流センター) 東棟 1 階
電話 : 099-221-6605 FAX : 099-227-2247
E-mail : p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 提出方法 ファクス又は電子メール
(送信後、電話により着信の確認を行うこと。)

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行います。

ア 回答方法 鹿児島県のホームページに随時掲載します。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しません。

※ ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

なお、質問者名及び団体名は公表しません。

10 審査・選考等

(1) 審査・選考

審査及び選考は、県において行います。

(2) プレゼンテーション

審査に際して、事業についてのプレゼンテーションをお願いします。

<日時・場所>

日時 : 令和 8 年 5 月 14 日 (木) (予定)

場所 : カクイックス交流センター (かごしま県民交流センター) 会議室 (予定)

※ 日時等の詳細については、後日通知します。

※ プレゼンテーションへの出席に係る経費は、応募団体の負担となります。

※ オンラインでのプレゼンテーションも可能です。

(3) 提案内容等の確認

審査の過程で、提案内容等に不明な点があれば、電話等で確認させていただくことがあります。

(4) 実施条件

選考に当たっては、実施方法や事業費等について、条件を付す場合があります。

(5) 選考結果

選考結果は、全ての応募団体に対し文書で通知します。

11 審査の基準

(1) 目的の的確性

- ・ 共生・協働の地域社会づくりの理念、中間支援組織の役割や効果を的確に捉えた企画提案であること。

(2) 提案内容の具体性・実効性

① 中間支援組織の機能向上に向けた研修及び情報交換の場

- ・ 研修等の内容に具体性があり、効果的かつ実現可能な運営方法であること。
- ・ 県内の中間支援的な役割を担う団体や人材を参集するための工夫があること。
- ・ 地域コミュニティやNPO等に対する中間支援に必要な知識やスキルの習得、県内外の動向や事例の情報共有など、中間支援機能の向上や持続的な活動につながる内容の工夫があること。

また、参加者間の連携が深まる内容の工夫があること。

- ② 中間支援組織（団体・人材）のデータベース化
 - ・ 県内の中間支援的な役割を担う団体・人材の情報（地域・専門分野・実績等）集約に具体性があり、行政や関係者間での相互連携に向けた効果的な活用法が示されていること。
- ③ ネットワークを生かした取組の検討や試行的な取組等の実施
 - ・ 取組のテーマや内容に具体性があり、効果的かつ実現可能な運営方法であること。
 - ・ 取組内容は、中間支援機能を生かした地域課題の解決に資するものであり、中間支援機能が効果的に発揮される体制や仕組みの構築につながる工夫があること。
 - ・ 対象者の選定に具体性があり、中間支援組織や関係機関等のネットワークづくりを促進するための工夫があること。
 - ・ ネットワークを生かした協働の取組や試行的な取組の創出につながる内容で、継続性または今後の展開が見込まれること。
- ④ （全体）
 - ・ 事業実施方法及び事業スケジュールは妥当で、円滑な執行が見込まれること。
- (3) 事業費の妥当性
 - ・ 所要経費の積算は具体的で、使途が明確かつ適当であること。
- (4) 実施体制等
 - ・ 事業を適正かつ確実に実施できる十分な人員体制とノウハウを有していること。

12 契約の締結等

- (1) 企画案採択後の協議
 - ア 企画提案書が採択された応募団体（以下「実施団体」という。）は、県と協議の上、実施に向けた協議を改めて行います。
 なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合があります。
 - イ 県と実施団体は、協議に基づき、業務委託契約に必要な仕様書を作成します。
- (2) 見積書等の提出
 - 事業費の見積書のほか、実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、下記の書類を県に提出します。
 - ア 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」【様式第8号】
 - イ 任意団体については、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面」及び「団体の目的等についての確認書」【様式は別途提示】
- (3) 契約の締結
 - 県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。
- (4) 事業実績報告及び完了検査
 - ア 実施団体は、事業終了後、令和8年3月18日（木）までに事業実績報告書【様式第9号】及び収支決算書【様式第10号】を県に提出します。
 - イ 県は、実施団体からアの書類を受領した後、速やかに完了検査を行います。
- (5) 事業費の請求及び支払い
 - ア 実施団体は、完了検査に合格した後に、県に対して事業費を請求するものとします。
 - イ 事業費は、原則として完了検査後に支払いますが、必要に応じて前金で支払うこともできます。その場合は、その内容を業務委託契約書の中で定めることとします。
- (6) 会計帳簿類の保管
 - ア 本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。
 - イ 会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度（令和8年度）から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管

するものとしてします。

- (7) 著作権等
業務委託の成果物の著作権は、原則として委託元である県に帰属するものとしてします。

13 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介します。
- (2) 受託者における情報提供
受託者は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとしてします。

14 事業のスケジュール

<input type="checkbox"/> 応募期間	令和8年3月31日（火）～5月8日（金）
<input type="checkbox"/> 応募書類の提出期限	令和8年5月8日（金）午後5時必着
<input type="checkbox"/> 企画提案審査会	令和8年5月14日（木）（予定）
<input type="checkbox"/> 応募団体への選考結果通知	令和8年5月中旬（予定）
<input type="checkbox"/> 県及び実施団体の打合せ	令和8年5月下旬（予定）
<input type="checkbox"/> 委託契約	令和8年5月下旬（予定）
<input type="checkbox"/> 事業の実施	委託契約日～令和9年3月18日（木）

15 問合せ及び応募先

鹿児島県かごしま県民交流センター協働活動促進課（鹿児島県共生・協働センター）
〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号
カクイックス交流センター（かごしま県民交流センター）東棟1階
電話：099-221-6605 FAX：099-227-2247
E-mail:p-kyodo@pref.kagoshima.lg.jp